全 員 協 議 会 記 録

令和８年６月２６日②

【開催日】　令和８年６月２６日（金）

【開催場所】　議場

【開会・散会時間】　午前１０時３０分～午前１０時４２分

【出席議員】

議長	髙松秀樹	副議長	大井淳一朗
議員	穐本真一	議員	伊場勇
議員	大年恒夫	議員	奥良秀
議員	北永千賀	議員	白井健一郎
議員	武野裕司	議員	恒松恵子
議員	中岡英二	議員	中島好人
議員	中村博行	議員	濱本健吾
議員	福田勝政	議員	藤岡修美
議員	藤谷圭子	議員	前田浩司
議員	宮本政志	議員	矢田松夫
議員	山田伸幸	議員	脇本直美

【欠席議員】なし

【執行部出席者】なし

【事務局出席者】

局長	舩林康則	議事係長	岡田靖仁

【付議事項】

１　市内での熊の目撃に対する対応について

午前１０時３０分　開会

髙松秀樹議長　それでは、全員協議会を始めます。付議事項は、市内での熊の目撃に対する対応についてです。執行部の報告を求めます。

立野農林水産課技監　熊の出没に係る今後の市の対応について御説明申し上げます。初めに、対応の前提となる考え方について申し上げます。お手元

の資料を御覧ください。ツキノワグマは、環境省において指定管理鳥獣に指定されております。これを受けまして、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第７条の２に基づき、都道府県知事が管理に関する計画を策定することとされております。本市が関係する区域におきましては、山口県、広島県及び島根県の３県にまたがる第２種特定鳥獣管理計画に基づき、年間の捕獲上限の目安を１３５頭とし、複数年で管理する枠組みとなっております。このように、ツキノワグマは原則として保護される野生動物であり、捕獲等については、法令に基づき規制の下で対応する必要がございます。こうした前提の下、本市では、熊の出没に対し、大きく四つの方針に基づいて対応を進めてまいります。一つ目は、正しい情報伝達です。市では、熊の目撃情報に加え、注意喚起に関する情報についても、市ホームページへ掲載しているほか、市公式ＬＩＮＥを活用し、目撃情報の発信を行っております。また、７月１日号の市広報誌に、熊に関する啓発情報を掲載する予定としております。これに先立ち、６月２２日には、出合小学校区の全自治会及び埴生小学校区の２自治会に対し､啓発情報を記載したチラシを配布いたしました。配布したチラシは、資料２ページに掲載しております。さらに、防災メールについても、今後熊の出没時に速やかに情報発信できるよう、活用に向けた準備を進めております。また、７月１日の自治会便において、防災メールの登録を促すチラシを配布する予定としております。チラシは資料３ページに掲載しております。そのほか、必要に応じて広報車による街宣も実施し、迅速かつ正確な情報伝達に努めてまいります。２点目は、熊に出くわさないための対策です。歩行時に音を鳴らすことが有効とされることから、児童への熊鈴の配布につきましては、教育委員会において対応されております。また、一般の方向けにも貸与用の熊鈴を１００個準備することとしております｡貸与方法等について整理を進め、できるだけ早期に開始できるよう準備してまいります｡これらに加えて、熊の居場所を把握するためにドローンによる追跡調査を実施いたします。現在、機体登録など必要な事務手続は完了しており、天候等の状況も見ながら実施に向けた調整を進めております。また、目撃情報に伴う現地

確認体制の強化を図るため、熊撃退スプレーの保有数を３個から６個へ増やしております。３点目は、熊に出くわしたときの対策です。市といたしましては、何よりもまず熊に出くわさない状況をつくることが重要であると考えており、予防を重視した対応を基本としております。一方で、万が一遭遇した場合に備え、市民の皆様が適切に行動できるよう、遭遇時の対応方法を記載した啓発チラシを配布し、周知徹底を図ってまいります。４点目は、熊を追い払う対策です。捕獲手段の一つとして箱わなの設置を予定しております。実施に当たりましては、県知事の捕獲許可が必要となりますが、既に箱わな２基を山口県から借用しており、６月２５日から設置について許可を受けております。現在、箱わなの設置に適した場所の選定等について、山陽地区猟友会と検討を進めているところでございます。市といたしましては、今後も状況を的確に把握しながら、必要な対策を講じ、市民の安全確保に取り組んでまいります。以上で説明を終わります。

升谷学校教育課長　６月１７日水曜日の報告以降の熊目撃情報に関する対応について御説明いたします。教育委員会では、１９日金曜日午後１時３０分頃、出合小学校、厚狭小学校、埴生小中学校、厚狭中学校の各校長が来庁し、教育長室にて教育長をはじめとする教育委員会担当者が、翌週２２日月曜日以降の対応について協議いたしました。対応については、基本的に１９日金曜日までの対応を１週間延長し、２６日金曜日本日まで継続することといたしました。主な内容といたしましては、児童生徒の登下校での車での送迎や教職員の車での見守りの継続、警察、農林水産課のパトロールの継続、学校外での教育活動は中止又は延期、授業の進度など、教育課程上で中止又は延期ができない場合は市のマイクロバスなどの利用を検討すること、出合小学校、厚狭小学校、埴生小中学校、厚狭中学校に熊の対策スプレーを配布すること、各校に２本ずつ配布をいたしました。埴生小学校全児童と厚狭小学校の全児童、埴生中学校、厚狭中学校においては、地域を限定して熊鈴を配布いたしました。また、市内全小・中学校に対して熊出没時の対策リーフレットを配布し、各校

からのメールにて保護者の方への周知、児童生徒への周知を依頼するとともに、熊出没時の対策動画を活用して児童生徒への指導も依頼をしております。以上が１９日金曜日の協議内容です。続いて、２０日土曜日に山野井県道で３０から５０センチメートルの熊らしきものの目撃情報がございました。校区内である出合小学校と厚狭中学校の校長と協議をし、それぞれの学校から注意喚起のメールを発出したところです。そして、資料にはございませんが、昨日２５日の木曜日、出合小学校、厚狭小学校、埴生小中学校、厚狭中学校及び教育委員会で、今後の対応について協議をいたしました。最後に、熊の目撃情報が確認されてから１週間程度しか経過していないことから、現在の対応を１週間延長し、７月３日の金曜日まで行うことといたしました。以上です。

髙松秀樹議長　議員の質疑を求めます。

奥良秀委員　今、箱わなを設置されるというお話がありました。もちろん熊に対しての箱わなですが、猟友会の方は設置の経験があるんでしょうか。

立野農林水産課技監　この度が初めての設置になりますので、設置については経験がないということになります。

奥良秀委員　経験がないのであれば､どのように検討されているんでしょうか。

立野農林水産課技監　箱わなの設置については、熊をおびき寄せてしまうということも心配されます。そうした面での対応も含めて、搬入ルートや捕獲後の対応も含めて事前に調整が必要でございますので、総合的に協議を進めているところです。

奥良秀委員　総合的に協議を進めているとは、誰と協議をされるんですか。

高橋経済部長　まず、熊の捕獲につきましては、上位組織であります自然保護

課、それから出先の美祢農林水産事務所の担当職員とも協議を進めております。御意見を伺う中で、猟友会と市が中心となって、まず設置するかどうかも含めて検討中なんですが、設置するかどうかという判断で迷いがあるのは、箱わなを設置するということは中に餌を置きます。餌を置くことによって、逆に、熊をおびき寄せるような形で、要は誘引物になってしまう危険性もあるので、本当に設置すべきかどうかというのは総合的に判断しているという状態です。

奥良秀委員　最終的にいつまでに検討されて、いつまでに答えが出るんでしょうか。

高橋経済部長　先ほど立野技監が説明したように、もうドローンを飛ばせる準備は整っております。天気を見ますと、日曜日以降は回復傾向で回復する様子ですので、まずはすぐに飛ばしてみたいと思います。一定の区間を飛ばしまして、それからどうするかを考えてみようと思っています。

藤岡修美委員　イノシシ等々については、有害鳥獣対策協議会で鳥獣被害防止計画に基づいて動かれてると思うんですが、熊に関しては独自の対応ということで、組織の計画に関係なく独自で行われるということでよろしいですか。

平農林水産課長　おっしゃるとおりでございます。これは有害鳥獣対策協議会ではなく、市長が県知事から、熊の捕獲、わなの設置の許可を受けたものでございます。

髙松秀樹議長　ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で全員協議会を終わります。

午前１０時４２分　散会